

「棒状つえ」SG基準改正のお知らせ



先般、一般財団法人 製品安全協会が定めた「棒状つえ」の安全基準が改正され、2019年6月10日より新基準で認証受付が開始されました。

多点つえ（つえ先部が複数の点で接地するつえ）の流通の増加に伴い、適用範囲の見直しと、可動式のつえ先部、補助取っ手などの棒状つえの多様化に対応するために、SG基準が改正されました。

①適用範囲の拡大について

2019年6月10日の改正版では、接地部の大きさが150mm四方以下を満たしていれば、「つえ先部に複数の脚を有するつえ」や「つえ先部の板状のものに複数のつえ先ゴムが取り付けられているつえ」も基準の対象範囲となりました。



②基準値の変更について

試験項目	改正前	改正後
曲げたわみ試験 (圧縮試験)	最大たわみは17mm未満 残留たわみは1mm未満	最大たわみは20mm未満 (残留たわみの基準は削除)
摩擦抵抗試験	4Nの引張力で滑りが発生しない	摩擦係数は0.4以上

③試験方法の変更・新規項目の追加について

握りの強度試験	多点つえの つえ先部の繰り返し試験	補助取っ手の強度試験
<p>試験方法 握りの支柱軸部から先端までの長さの1/2の位置に1100Nの鉛直力を15秒間加える。</p>	<p>試験方法 15°の傾斜台上で支柱の軸方向に300Nの力を加え、その後力を10Nまで取り除きこの操作を繰り返し10,000回加える。</p>	<p>試験方法 補助取っ手の先端から30mmの位置に500Nの鉛直力を1分間加える。</p>

④表示内容の変更及び追加について

- 表示** : 「棒状つえは、つえなしで自立歩行できる人がより安定して歩行できるよう、補助的に使用するものです。つえなしでは歩行できない方の使用には適しておりません。」の部分を下げ札等の見やすい位置に表示する。
- 取扱説明書**: 「つえなしでは歩行できない方の使用の注意について」・「握り先端に過大な力をかけるような使い方をしないこと」を表示する。

その他、握りの寸法やつえの材料などに改正、変更があります。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

東京生活用品試験センター
担当: 神門・大口・丸山

TEL:03-5669-1382/FAX:03-5669-1387

大阪生活用品試験センター
担当: 藤田・竿田・村瀬

TEL:06-6577-0124/FAX:06-6577-0126